信用保証料率

この制度では、利用者の負担軽減を図るため、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定し、東広島市が信用保証料の一部を負担しています。

※信用保証料率を定める区分は、事業者によって異なります。

制度名	区分	低減後東広島市適用保証料率	信用保証協会所定保証料率
一般融資 特別融資	第一区分	1.52 %	1.90 %
	第二区分	1.40 %	1.75 %
	第三区分	1.24 %	1.55 %
	第四区分	1.08 %	1.35 %
	第五区分	0.92 %	1.15 %
	第六区分	0.80 %	1.00 %
	第七区分	0.64 %	0.80 %
	第八区分	0.48 %	0.60 %
	第九区分	0.45 %	0.45 %

お問い合わせ先

東広島市産業振興課　　☎　082－420－0921

申し込みから融資まで

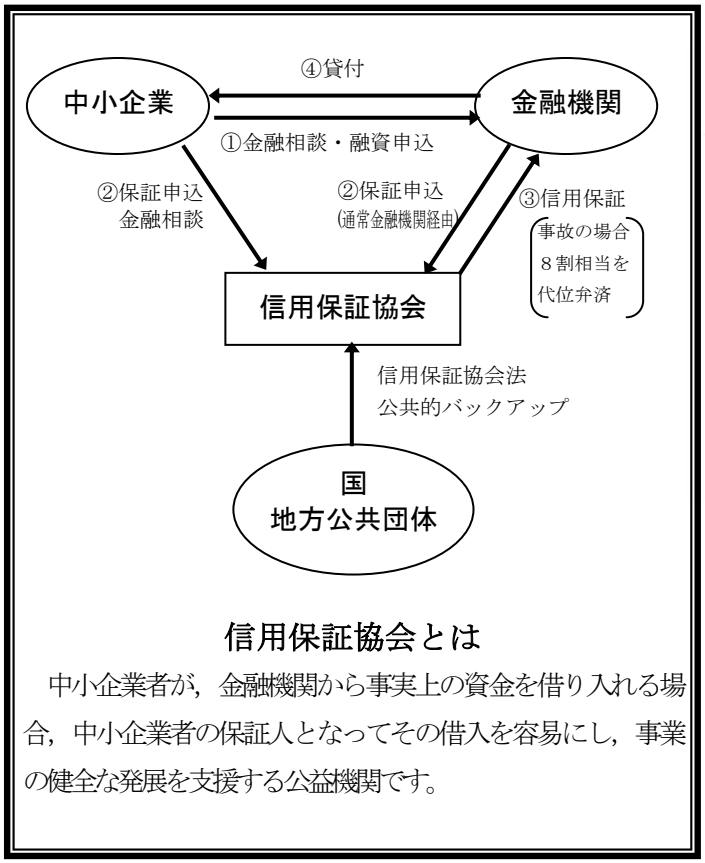

信用保証協会とは

中小企業者が，金融機関から事実上の資金を借り入れる場合，中小企業者の保証人となってその借入を容易にし，事業の健全な発展を支援する公益機関です。

※取扱金融機関に提出された個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲内で、東広島市において利用する場合があります。

令和5年度
中小企業融資制度のご案内

東広島市

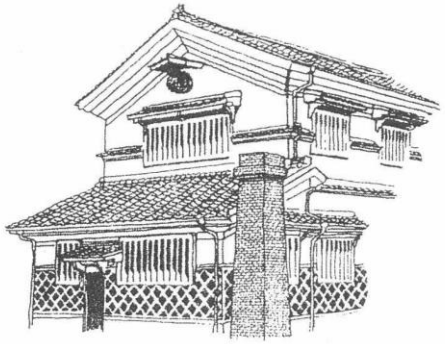

取　扱　金　融　機　関

広島銀行　各支店
もみじ銀行　各支店
山口銀行　各支店
広島信用金庫　各支店
呉信用金庫　各支店
しまなみ信用金庫　各支店
広島市信用組合　各支店
ひろしま農業協同組合　本店
広島県信用組合　各支店

令和５年度東広島市中小企業融資制度一覧

市内中小企業者の経営基盤の確立を図るため、事業経営上必要な資金を供給し、企業経営の安定と向上に資することを目的として、次のとおり中小企業融資制度を設けておりますので、ぜひご利用ください。(融資の決定には、金融機関及び原則として広島県信用保証協会の審査が伴います。)

制度名	一般融資	特別融資		
		新事業促進支援資金	創業支援資金	経営環境変化対応資金
対象	①市内に主たる事業所を有する中小企業者**(注１)**で、原則として引き続き１年以上同一事業を営んでいる者。 ②市税を完納していること。**(注２)**	①一般融資の条件を満たすこと。 ②次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い資金が必要な者。 (1) 株式会社広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイトコア、東広島試作開発型事業促進施設若しくは東広島市新産業創造センターに現に入居している者又は過去5年以内に入居していた者 (2) 市補助(ものづくり新事業展開支援事業)を過去5年以内に受けた者 (3) 市ものづくり優良企業表彰を過去5年以内に受けた者	①市内に主たる事業所を設け、次のいずれかに該当する者。 ・新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人 ・中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合であって、当該会社が事業を開始する具体的計画を有すること ・事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者 ・事業を営んでいない個人が、個人事業主として創業した後に同一事業を承継させた会社を設立する場合であって、当該会社が個人で創業した日以降5年を経過していないこと ②市税を完納していること。**(注３)**	①一般融資の条件を満たすこと。 ②最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少している者又は中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し、かつ、同号に該当することについて市長の認定を受けた者。 【取扱期限：令和６年３月３１日】
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金
融資限度額 (1対象者につき)	2,000 万円以内	各資金それぞれ 500 万円以内 併用する場合は、合計額が 2,000 万円以内		1,000 万円以内
貸付期間	１年以内(短期)・10 年以内(長期) ［据置期間（６か月以内）を含む。］	１年以内(短期)・10 年以内(長期) ［据置期間（６か月以内）を含む。］	10 年以内 ［据置期間（12 か月以内）を含む。］	10 年以内 ［据置期間（12 か月以内）を含む。］
貸付利率	年１．４％(短期) 年１．６％(長期)	年１．１％(短期) 年１．３％(長期)	年１．１％	年１．１％
信用保証	原則として広島県信用保証協会の信用保証付**（注４）** (市が保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定しています。)			
返済方法	金融機関及び広島県信用保証協会の所定の方法			
融資の手続	金融機関所定の申込書により、金融機関へ申し込んでください。	市及び金融機関所定の申込書により、金融機関へ申し込んでください。		

(注１)中小企業者とは、次に該当する会社及び個人、政令で定める特定事業を行うもの

	製造業その他	小売業	サービス業	卸売業
資本金	３億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下	１億円以下
従業員	300 人以下	50 人以下	100 人以下	100 人以下

根拠：中小企業信用保険法

(注２) 東広島市における「滞納のない証明書」(市役所収納課、各支所地域振興課、各出張所で発行)を、申込時に金融機関に提出してください。(東広島市において賦課がない場合、上記証明書は発行されないので、直近の確定申告書の写しを提出してください。)

(注３) 創業支援資金を利用する法人（予定を含む。）で、創業前又は創業後の決算前等で「滞納のない証明書」を提出できない場合、創業者の「滞納のない証明書」を提出してください。

(注４) 「中小企業者として市内に主たる事業所を設け、現に新たに事業を営もうとするもの」が受ける創業支援資金には信用保証を付けられません。「市内に主たる事業所を有し、事業の開始の日から１年を経過しない中小企業者」のみ、信用保証を付けられます。